

議案第11号

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例及び富津市子ども・子育て会議
設置条例の一部を改正する条例の制定について

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例及び富津市子ども・子育て会議設置
条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年2月17日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第
76号）が施行されることに伴い、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正
するものである。

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例及び富津市子ども・子育て会議
設置条例の一部を改正する条例

(富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 富津市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和46年富津市条例第43号）
の一部を次のように改正する。

第5条中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(富津市子ども・子育て会議設置条例の一部改正)

第2条 富津市子ども・子育て会議設置条例（平成25年富津市条例第14号）の一部
を次のように改正する。

第2条中「第77条第1項各号」を「第72条第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。